

令和5年度五所川原市地域集会所改修等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会自らの出資により地域集会所の改修又は解体をする経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付については、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「町内会」とは、五所川原市内の町、字の区域等の地縁に基づいて形成された団体をいう。

2 この要綱において「地域集会所」とは、町内会が住民の集会、研修等を主たる目的として利用する建物をいう。

3 この要綱において「改修等」とは、改修又は解体をいう。

4 この要綱において「認可地縁団体」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体をいう。

(助成対象工事)

第3条 助成金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める全ての要件を満たす場合に限り交付する。

(1) 地域集会所の改修 次のアからオまでの要件

ア 改修に要する費用が20万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）であること。

イ 第6条の規定による施工業者が施工すること。

ウ 第8条の規定による助成金の交付決定後に着手し、令和6年2月末日までに完了すること。

エ 町内会が認可地縁団体であること。

オ 当該地域集会所が当該町内会を所有者として不動産登記されていること。

(2) 地域集会所の解体 次のアからエまでの全ての要件

ア 解体に要する費用が20万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）であること。

イ 第6条の規定による施工業者が施工すること。

ウ 第8条の規定による助成金の交付決定後に着手し、令和6年2月末日までに完了すること。

エ 当該地域集会所が市の土地に存していること。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象工事に要する経費とし、次に掲げるものは助成対象としない。

(1) 改修等に係る事務手数料及び負担金

(2) 用地の取得及び造成に要する経費

(3) 敷地内舗装、植栽、車庫、フェンス、門、自転車置場等の地域集会所本体以外の附帯施設整備費用（建物本体に附属する手すり、スロープ等に係る経費は、助成金の交付の対象に含む。）

(4) 建物本体以外の配管等の整備費用（地域集会所の排水設備を公共下水道又は農業集落排水処理施設に接続する工事及び合併処理浄化槽の設置に係る工事の経費は、助成金の交付の対象に含む。）

- (5) 工事用機械又は工事用具購入費
- (6) 備品購入費
- (7) 用途の明確でない費用
- (8) 火災、自然災害等による保険給付金等の対象となる工事
- (9) 市又は公的機関が実施する他の助成制度及び補償を用いる工事
- (10) その他市長が助成対象工事に関係がないと認める費用

(助成額)

第5条 助成金の額（以下「助成額」という。）は、100万円を上限とする。

- 2 同一年度内に一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業実施要綱に基づくコミュニティ助成事業を実施する場合は、前項に定める助成金を重複して交付しないものとする。

(施工業者)

第6条 助成対象工事に係る施工業者は、市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者とする。

- 2 施工業者は、第三者に対し、助成対象工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 施工業者は、適切かつ適法な工事費用の見積り及び工事を行わなければならない。

(助成金の交付の申請)

第7条 助成対象者は、五所川原市地域集会所改修等助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 改修等計画書（様式第2号）
- (2) 認可地縁団体登録台帳証明書等の写し（第3条第2号の場合は除く。）
- (3) 地域集会所の登記事項証明書等の写し（第3条第2号の場合は除く。）
- (4) 町内会組織の定款等
- (5) 地域集会所の改修等をする事について、町内会の総会等で議決したことを証する書類及び改修等に係る町内会予算に係る書類
- (6) 工事費見積書（施工業者発行の内訳明細書）の写し
- (7) 施工予定箇所の現況写真及び物件の全景写真（4方向）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付の可否を決定するものとし、助成金を交付することを決定した場合にあっては五所川原市地域集会所改修等助成金交付決定通知書（様式第3号）により、助成金を交付しないことを決定した場合にあっては、五所川原市地域集会所改修等助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の五所川原市地域集会所改修等助成金交付決定通知書には、市の公共目的による利用についての優先性及び利用料免除の条件を付すものとする。

(再助成の制限)

第9条 この要綱による助成金の交付を受けた町内会は、助成金の交付を受けた年度の翌年

- 度から起算して10年を経過した後でなければ、助成金の交付を申請することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、助成金の交付を申請することができる。
- (1) 耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図るため工事が必要と診断された場合
 - (2) 公共下水道共用開始区域に編入された地域において、地域集会所の排水設備を公共下水道に接続する工事を行う場合
 - (3) 台風、洪水、地震等の気象災害、火災その他の事由により改修が必要となり市長が特にやむを得ないと認める場合

(助成金の交付の条件)

第10条 第8条の助成金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、令和6年2月末日までに助成対象工事が完了しない見込みとなったときは、速やかに五所川原市地域集会所改修等助成金変更等申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第11条 交付決定者は、交付決定の内容又は前条の規定により付された助成金の交付の条件に不服があるときは、助成金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までに、書面により申請を取下げることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(状況報告及び現地調査)

第12条 市長は、助成対象工事の適正を期するため、助成金の交付決定後、必要があると認めるときは、助成対象工事の進捗状況に関し、交付決定者、施工業者等に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(実績報告)

- 第13条 交付決定者は、助成対象工事が完了したときは、五所川原市地域集会所改修等助成金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告するものとする。
- (1) 工事代金請求書(施工業者発行の内訳明細書)の写し
 - (2) 着工前、施工中、工事完了の写真(施工箇所ごとに定点撮影)及び完成後の全景写真(4方向)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書は、助成対象工事が完了した日から起算30日以内に提出しなければならない。

(助成額の確定等)

- 第14条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の書類の審査等により交付すべき助成額を確定し、五所川原市地域集会所改修等助成金確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。
- 2 市長は、前条の規定による実績報告書について、必要があると認めるときは、交付決定者、施工業者等に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。
- 3 市長は、前項の規定による調査の結果、助成対象工事の実績が事業に定める要件等に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを交付決定者に対して求めることができる。

(助成金の請求)

第15条 助成金の請求は、前条第1項の通知を受けた後において、五所川原市地域集会所改修等助成金交付請求書(様式第8号)に、工事代金領収書の写し(申請者負担額)を添えて市長に提出して行うものとする。

(助成金の交付)

第16条 助成金の交付は、前条の規定による請求があったときは、交付決定者に対し受領委任払いにより交付するものとする。なお、施工業者は助成金の受領後、すみやかに助成金額分の領収書を交付決定者に発行し、その写しを市長に提出するものとする。

(工事の変更及び中止)

第17条 交付決定者は、助成対象工事の内容を変更又は中止しようとするときは、五所川原市地域集会所改修等助成金変更等申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い変更又は中止の可否を決定するものとし、助成額の変更を決定した場合は、五所川原市地域集会所改修等助成金交付決定変更通知書(様式第9号)により、当該申請者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、五所川原市地域集会所改修等助成金交付決定取消通知書(様式第10号)により、その決定を取り消すとともに、既に助成金を交付したときは、当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- (1) 助成対象工事の中止、又は第3条第1号の規定による助成対象地域集会所が助成金の交付決定日以降5年を経過する日の前に第2条第2項に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 詐欺その他不正な行為によって助成金の交付決定を受けたとき
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。